

平成28年7月1日から、中学3年生まで 医療費が無料になります！

子育て家庭の医療費にかかる経済的負担をさらに軽減し、子どもたちが安心して医療を受けられる環境を整えるため、外来医療費の無料化対象を中学3年生まで拡大します。

【一部負担金】

(変更前)

対象	外来の一部負担金	入院の一部負担金
0歳から小学校就学前まで	負担なし	
小学1年生から中学3年生まで	1医療機関1薬局あたり 1日400円を限度に月2回まで (2割負担)	負担なし



(変更後)

対象	外来の一部負担金	入院の一部負担金
0歳から中学3年生まで	負担なし	

●他の公費助成制度も助成対象になります！

平成28年7月1日から、国や県の他の公費負担制度（指定難病など）適用後の医療費を、役場窓口で償還払いの手続きにより一部負担金を返還します。
（※医療機関等の窓口では、受給者証は使えません）

（注意事項）

- ・県外で受診された医療の助成は、役場地域福祉課での手続きが必要です。印かん（朱肉が使用できるもの）・通帳・領収書をお持ちのうえ、手続きをしてください。
- ・学校管理下において生じたケガなどにより、災害共済給付の対象となる場合は、受給者証は使用できません。
- ・健康診断料・予防注射代・差額ベッド代・入院時の食費・居住費（標準負担額）・薬ビン代・診断書等の文書料・おむつ代などの保険外診療分は助成対象になりません。

●医療機関の適正受診にご協力をお願いします

福祉医療制度は、皆さんの税金によって成り立っています。

この制度が将来にわたって継続できるように、安易な受診は控える、医療機関を転々とし、緊急以外は時間外受診を控えるなど、適正な受診へのご理解とご協力をお願いします。

安全・安心なまちづくりのため

防災行政無線を整備します

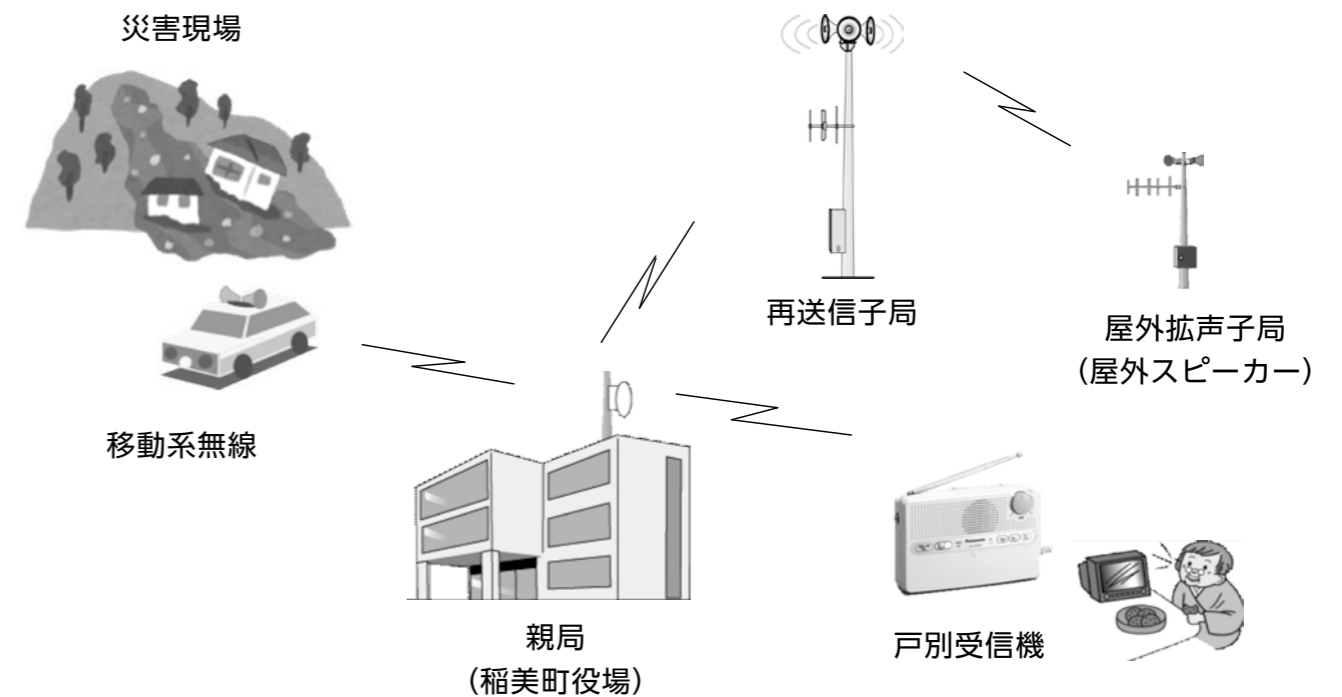
（目的）

町では、地震や風水害などの災害に備え、緊急時に住民の皆さんへ迅速に情報を伝達するため、今年度、防災行政無線のデジタル化を行うとともに機能の充実を図ります。

（基本方針）

- ・現行のアナログ方式からデジタル方式に変更することで、屋外スピーカーや戸別受信機からの音声により明瞭になり、聞き取りやすくなります。
- ・屋外スピーカーは現在15カ所ありますが、設置カ所を増やすとともに高性能のスピーカーを設置します。それにより町内のどこにいても音声が聞き取れるようになります。
- ・戸別受信機の配付対象者を災害時要援護者などに拡大します。
- ・災害発生時に、災害発生現場と災害対策本部で緊密に情報のやりとりができるよう、移動系無線を導入します。

（イメージ図）



（スケジュール） 平成28年秋以降 事業着手予定

（お願い）

防災行政無線は、大規模災害の発生時などに住民の皆さんに一齐に情報を伝達する重要な設備です。自治会の集会所、公園など、屋外スピーカーの設置工事の際にご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。